

公益財団法人大学基準協会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平24. 3. 9 決定

平27. 3. 24改定

令5. 3. 24改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第20条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 報酬とは、役員又は評議員が、その職務遂行の対価として受ける月額報酬、賞与、退職金及びその他の財産上の利益をいう。
- 二 費用とは、役員又は評議員が、その職務遂行に伴い受ける交通費及び旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支払い)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 役員のうち、事務局職員を兼務する者については、公益財団法人大学基準協会給与規程に基づき職員給を支給する。

(費用の支払い)

第4条 公益財団法人大学基準協会（以下「この法人」という。）は、役員及び評議員に次の各号の費用を支払うことができる。

- 一 役員が理事会又は常務理事会の出席に要する交通費又は旅費
 - 二 評議員が評議員会の出席に要する交通費又は旅費
 - 三 役員又は評議員が総会の出席に要する交通費又は旅費
 - 四 役員又は評議員がこの法人の主催するその他の会議等の出席に要する交通費又は旅費
 - 五 役員又は評議員がこの法人の代表として他機関の会議等に出席するために要する交通費又は旅費
 - 六 交通費又は旅費以外で、役員又は評議員としての職務遂行に要する経費
- 2 役員及び評議員への費用の支払いの可否は、事務局長が決定する。

(委員等として職務遂行する場合の取扱い)

第5条 役員又は評議員が、定款第33条第1項に規定する委員会の委員として職務を遂行する場合及びこの法人の主催するセミナー、シンポジウム等において講師又は司会者等として職務を遂行する場合には、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

附 則 (平成24年3月9日)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。